

いのちと暮らしを守る土砂災害対策の推進



- 激甚化・頻発化する土砂災害から滋賀県民のいのちと暮らしを守るために、被害を防止・軽減させる事前防災対策を計画的に推進する。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 事前防災対策の推進

- 防災・減災、国土強靭化の強力かつ計画的な推進
- 地方整備局等の体制の充実・強化

(2) 土砂災害特別警戒区域における補助採択基準の緩和と財政支援

- 急傾斜地崩壊対策事業の補助採択基準の緩和と財政支援

(3) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

- 継続的に実施しなければならない基礎調査事業への財政支援の拡大

2. 提案・要望の理由

(1) 事前防災対策の推進

○災害からいのちを守り、地域の社会活動や経済活動における被害を最小化する土砂災害対策を強力かつ計画的に推進するため、防災・減災、国土強靭化5か年加速化対策については、残る期間における確実な予算の措置、さらに5か年加速化対策後においても必要な予算・財源の継続的・安定的な措置が必要。

○激甚化・頻発化する自然災害に即応するため、TEC - FORCE 等を含む地方整備局等の体制の充実・強化および災害対応に必要となる資機材の更なる確保が必要。

(2) 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）における補助採択基準の緩和と財政支援

○土砂災害特別警戒区域は、深刻な被害が発生するおそれが多く、これらの地域を集中的に対策し効果的に人的被害を防ぐため、保全人家戸数に係る補助採択基準の緩和と財政支援が必要。

(3) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

○土砂災害防止法に基づく基礎調査については、概ね5年に一度繰り返し実施していく必要があり、継続的な予算確保が必要となるが、起債充当の対象事業でなく、事業費確保が課題であり、地方財政措置や補助率の嵩上げなど更なる財政的支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 事前防災対策の推進

- 令和2年度から事業の前倒し補正予算を含め5か年加速化対策事業を推進しているところ。

【施設効果事例】後谷川砂防堰堤



(2) 土砂災害特別警戒区域における補助採択性基準の緩和と財政支援

- 急傾斜地崩壊対策事業の採択性要件（保全人家10戸以上かつ斜面高が10m以上）の対象外箇所では対策が遅れており、特別警戒区域内の人が被災し人的被害の発生事例もある。
- 特別警戒区域内の保全人家の換算方法の見直し等、採択性要件の緩和により、従来有効な対策が取れなかった箇所においても事前防災対策を推進し、土砂災害による人的被害を無くすことが必要。



(3) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

- 土砂災害防止法により概ね5年に一度繰り返し基礎調査を実施する必要がある。
- 指針改定により、2巡目の基礎調査に併せ、詳細な地形図を用いたリスク箇所の抽出を行うことから、リスク箇所の増加が見込まれるため、継続的な予算確保に課題がある。
- 基礎調査を継続して、区域指定の作業を進めていくためには、地方財政措置や補助率拡大が必要である。

